



国連特別報告者アンド・グローバーさん来日

福島原発事故後、日本政府に勧告
「健康の権利」獲得には当事者参加が不可欠

約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認めるとあり、日本には、批准国として健康に対する権利を保障する義務がある。

府は、いまだこの審査に従事する所を見せていない。今年3月20日、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウの招請で来日したグローバーさんが都内で講演、シンポジウムが開かれた。その一部を紹介する。

国連人権委員会が選任した「健康に対する権利」に関する特別報告者、アナンド・グローバーさんは2012年11月に来日、福島原発事故後の人権状況を調査した。

中でも重要なのが、当事者、実際に影響を受ける人たちが意思決定のプロセスに参加する権利だ。そして差別されないこと。これらはすぐに保障されるべきものだ。

福島原発事故時 放射線の景観

されなかつた。低線量被ばくによる影響について科学的根拠はまだ不十分だが、チェルノブイリ原発事故で唯一はつきりしたのは、子どもの甲状腺がんの増加だ。

日本では広島、長崎の被爆者の（健康）調査が長年行なわれ、データも蓄積されてきた。長いスパンで癌が発生することをデータは示しているのに、日本政府はこの結果を重視していない。（重視すれば）容認できる被ばく線量と

して、20ミリーベルト、100ミリベルトなど根拠のない基準値を設定するはずもない。これを

「榮難」や「虚難」の其類へとおもふ
ハシマリの圖書へと云ふ。

発言者の崎山比耳子さん（高木
学校、元国会事故調査委員会委

眞元放射線医学総合研究所主
任)は、「環境省の桐生参事官は
『広島や長崎でも100%一ベ

ルト以下で明らかな影響が認められていない』と言つたが、ABC C (放射線影響研究所) が発表した論文に、リスクがゼロなのは線量がゼロの時以外にないと書いてある」。

使ひ捨ての被ばく労働者

私が2012年に調査で来日した際、ショックだったのは、原発で働く非正規労働者の存在。声を

最後に、グローバーさんは立ち上がり、「社会を変えていく」と
で政府も動かせる。勝利を信じ、
様々な立場の人が同じ声を上げる
ことだ」と、会場の人たちに力強く
呼びかけた。

いて、田本政府は「独立性を高めた」というが疑問だ。東電の株を買い、実質「国有化」したが、今後被災者への賠償はどうがされるのか。結局は納税者、市民とはなんないか。あいのうえで、市民が意願決定に参加できることが必要だ。

憤りを感じる。まず人間としての権利を認めてくれるような運動をしてほしい」と訴えた。

かけられたホームレスの人たちが高線量の放射線を受け働き、許容量に達したら解雇される。1年ほどで使い捨て。健康管理もされていない。戦慄を見た。印度なら、人々が路上に出て抗議しているはずだ。皆さんも声を上げるべきではないか。